

公 安 委 員 会	国家公務員法等の一部を改正する法律案等（国家公務員制度改革関連4法案）について	平成23年6月2日 人 総 事 務 課 課
1 国家公務員法等の一部を改正する法律案について		
(1) 人事の一元管理等に関する規定の創設等		
国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずる。		
ア 幹部職員人事の一元管理等		
(ア) 幹部職員人事の一元管理 ※警察庁の幹部職については適用除外等の特例あり。		
i 適格性審査及び幹部候補者名簿		
ii 任免協議等		
iii 幹部職員の公募		
(イ) 内閣官房に内閣人事局を設置（内閣法）		
(ウ) 幹部職員人事の弾力化 ※事務次官級から部長級への異動が可能となる。		
イ 幹部候補育成課程		
ウ 採用昇任等基本方針の記載事項の追加等		
エ 官民人材交流の推進		
(2) 国家公務員の退職管理の一層の適正化		
国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。		
ア 再就職等監視・適正化委員会の設置		
イ 官民人材交流センターの廃止		
(3) 自律的労使関係制度の措置に伴う改正		
自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。		
ア 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止 ※警察職員等の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して決定		
イ 人事行政の公正の確保		
ウ 人事公正委員会の設置		
2 国家公務員の労働関係に関する法律案について		
自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員（警察職員等を除く。）の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。 ※争議権については、新制度の運用状況等を踏まえ、改めて検討		
3 公務員庁設置法案について		
国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置。		
4 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について		
上記1～3に掲げる法律案の関係法律の規定の整備等		
※国家公安委員会・警察庁所管に係るものとして、警察法及び地方公務員等共済組合法がある。		
5 今後の予定		
6月3日 国家公務員制度改革推進本部決定・閣議決定（予定）		
公布日から1年6月以内（1(1)ア及び(2)の一部は公布日）に施行		

1 改正の趣旨

第177回国会において成立した資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年法律第49号）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則ほか5規則について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

上記法律の施行により、無登録で金融商品取引業を行う罪等を定める条項が移動したため、当該条項を引用している以下の6規則の条項に所要の技術的修正を行う。

- (1) 警備業の要件に関する規則第2条
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則第3条

※ 上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数の比率の算定基準となる罪（暴力的不法行為等）を規定するもの。上記(1)、(2)及び(4)～(6)は、それぞれ、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等の事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由（集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者）に係る罪を規定するもの。

3 施行期日

平成23年6月14日（改正法の施行の日）

公 安 委 員 会	国を被告とする文書不開示処分取消 請求訴訟の第一審判決について	平成23年6月2日
説明資料No. 3		会 計 課

国を被告とする文書不開示処分取消請求訴訟について、東京地方裁判所は、平成23年5月26日、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

1 当事者

原告 A

被告 国（処分行政庁：警察庁長官）

2 請求の内容

(1) 第1事件（約210万枚）

警察庁長官が平成18年11月9日付けで行った不開示処分を取り消す。

対象文書：平成11年度総理府一般会計証明書類 警察関係すべて（警視庁分を除く）

(2) 第2事件（約440万枚）

警察庁長官が平成20年6月30日付けで行った不開示処分を取り消す。

対象文書：①平成12年度総理府（内閣府）一般会計証明書類 警察庁分（警視庁分を除く）

②平成13年度内閣府一般会計証明書類 警察庁分

3 訴訟の経緯

平成17年12月28日 開示請求（第1事件）

平成19年12月27日 開示請求（第2事件）

平成21年7月1日 訴訟提起（第1事件）

平成22年7月22日 訴訟提起（第2事件）

8月19日 併合決定（第1事件及び第2事件を併合）

平成23年5月26日 第一審判決

4 判決の要旨

本件各開示請求は、対象文書の量が余りに膨大であり、開示請求を受けた処分行政庁が、開示決定に至るまでの処理を行うことによりその通常業務に著しい支障を生じさせるものである上、第一次的にはその対象文書の廃棄を阻止するという情報公開法の趣旨・目的に沿わないことを目的とするもので、警察の裏金づくりの解明・検証という目的との関係でみても、その実効性等の観点から、事業の種類等によって対象文書を限定するなどの迅速・合理的な開示請求の方法によることを拒否してなされたものであるから、もはや情報公開法が予定する開示請求とはいえず、開示請求権の濫用に当たる。

（ただし、行政文書の特定が不十分であるとの国の主張については、「本件各開示請求は、いずれも対象文書の特定がされているものと認められる」と判示した。）

1 警察白書について

警察白書は、我が国の警察活動について広く国民の理解を得るため、最新の治安情勢や警察活動の現況等について記述した非法定白書であり、特集及び5章から成る年次報告部分で構成されている。毎年閣議において配布された後、一般に公表・販売されている。

2 特集

特集① 東日本大震災と警察活動

第1節 被害状況及び警察の体制

第2節 主な警察の活動

特集② 安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して

第1節 サイバー犯罪の現状

第2節 サイバー犯罪に対する取組

第3節 サイバー犯罪対策の抜本的強化に向けて

3 年次報告部分

第1章 生活安全の確保と犯罪捜査活動

第2章 組織犯罪対策の推進

第3章 安全かつ快適な交通の確保

第4章 公安の維持と災害対策

第5章 公安委員会制度と警察活動の支え

4 今後の予定

6月7日（火） 民主党内閣部門会議

6月23日（木） 国家公安委員会

7月中旬 民主党内閣部門会議

7月22日（金） 閣議

公安委員会 説明資料No.5	柴崎町三丁目警備保障会社に対する 多額強盗傷人事件について(警視庁)	平成23年6月2日 捜査第一課
-------------------	---------------------------------------	--------------------

1 被疑者

(1) 逮捕被疑者

住居 東京都日野市

職業 無職

(31歳)

※ 逮捕日 平成23年6月1日

逮捕種別 通常逮捕

逮捕罪名 建造物侵入・強盗傷人

(2) 指名手配被疑者

住居 不詳

職業 不詳

(41歳)

2 事業概要

被疑者は、平成23年5月12日（木）未明、立川市柴崎町3丁目に所在する日月警備保障株式会社立川営業所内に侵入し、仮眠中の被害者に刃物等を使用して全治約2か月の傷害を負わせて脅迫し、金庫内の約6億円を強取したもの。

3 捜査状況

立川警察署に刑事部長以下60人体制の特別捜査本部を設置し防犯ビデオ捜査等の所要の捜査を進め、被疑者を特定したもの。

4 その他

本件被害額は、国内で発生した現金被害の強盗事件の中で過去最高額。

1 被害状況 (6月1日現在。以下同じ。)

死者：15,310人、行方不明者：8,404人、負傷者：5,363人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約44,000人の警察官を派遣。
- 約12,300人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,300人（岩手約1,400人、宮城約1,800人、福島約1,100人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 14,100人	約 18,400人	約 11,500人	約 44,000人
人・日(延べ)	約 99,200人	約131,000人	約 81,200人	約311,400人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

4 主な災害警備活動**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による捜索を継続。
- ・ 福島県警察では、5月10日以降、警戒区域内への一時立入りに伴い、パトカー等による先導、同村内における警戒活動を実施。

川内村	5/10, 12	田村市	5/22	富岡町	5/25	浪江町	5/26, 27
葛尾村	5/12	南相馬市	5/25, 27	双葉町	5/26, 27		

※ 未実施は大熊町、楢葉町

- ・ 福島県警察では、6月2日以降、特別警備隊（約300人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を実施。

○ 身元確認

警察官約460人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,200体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約86%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者的心のケアを実施。

○ 一般道の通行止め状況（5月25日現在）

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の一般道（国道・県道）のうち、合計88か所で道路損壊等の理由により通行止めを実施中。岩手県南部から宮城県、福島県にかけての沿岸部に集中（岩手県10か所、宮城県48か所、福島県30か所）。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国から派遣された職員（39人）の応援を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中、実査終了後、7月末までに通信施設の耐震診断を実施予定。